

# 令和4年第12回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和4年12月23日(金)
招集の場所	日進市役所 本庁舎4階 第1会議室
開 会	令和4年12月23日(金) 15時55分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 内藤 勝司 委員 堀之内 済 委員 眞野 賢一 委員 村瀬 勝美 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村 瀬 厚 係長 今 井 康 太 主事 津 田 卓 也

付議事項	議案第1号 議案第2号  議案第3号 専決第1号 専決第2号 専決第3号 その他	農地法第5条第1項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 いについて  日進市農用地利用集積計画について  農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について 生産緑地のあつせん願について
------	---	---

開会	<p>(15:55)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているため、令和4年第12回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和4年第12回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に11番の武田住男委員と1番の和田義雄委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>32番から34番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>32番の案件について説明します。</p> <p>申請地は米野木会館から東に約400メートルの位置に所在し、地目田、現況は畑で、面積は412㎡です。</p> <p>申請者は平成6年から日進市において土木工事業を営んでおります。</p> <p>この度、賃借している資材置場及び車両置場が土地所有者の意向により返却する必要が生じたため、代替地を探していたところ、事業所から近く、また県道に面しており事業地へのアクセスも容易である申請地を選定したものです。</p> <p>排水については、集水樹で集水し、申請地北側の排水路へ排水するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、33番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、北新田保育園から北に約160メートルの位置に所在し、地目田、現況は畑で、面積は418㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地の除外手続中で、農地法の許可申請を行う段階となりました。</p> <p>申請者は北新町殿ヶ池上に本店をかまえ、造園業を営んでいます。</p>
----	---	---

		<p>現在、北新町惣助西にある販売店舗の敷地内に資材置場とトラック等の駐車場を設けており、店舗の利用者の駐車場を確保することが困難な状況であります。</p> <p>資材置場・駐車場を移転し現在の店舗敷地を有効利用したく、近隣で資材置場と駐車場として利用できる場所を探したところ、条件に合う土地が申請地のみであったため、本店から15mほどの申請地をやむを得ず選定したのになります。</p> <p>排水について、雨水は申請地南側の集水桝に集水し、既設排水路に放流するため周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続いて、34番の案件について説明します。</p> <p>申請地は日進市役所から東に約170メートルの位置に所在し、地目は田、現況は畑で面積は495㎡です。</p> <p>申請者は、JAあいち尾東本店・店舗の解体・新築工事を施工するにあたり、工事車両及び作業員の駐車場が不足することから、申請に至ったものです。</p> <p>近隣において、雑種地や宅地を中心に土地選定をしましたが、適地が見つからず、申請地所有者より一時的に使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>施設の利用期間は2年6ヶ月間と予定されています。</p> <p>工事期間中は碎石を敷きますが、工事期間終了後は敷設した碎石を撤去する旨の計画となっています。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透させ、周囲に農地はなく影響はないと思われます。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p>
--	--	---

議長		<p>議案第1号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員 事務局		<p>32番の案件で、申請地の細長い用地の用途は何か。 排水用地です。暗渠管が入り、北側のプレハブ水路に落とします。</p>
議長		<p>他に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
議長		<p>(挙手全員)</p>
議長		<p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
議長		<p>議案第2号を上程。</p>
事務局		<p>6番の案件について、事務局に説明を求める。 6番の案件について説明します。</p>
事務局		<p>申請地は、椛山女学園大学から北に約250mの位置に所在する2筆になります。</p>
事務局		<p>この生産緑地は、申請者の父が主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和4年4月に死亡し、申請者が相続しました。</p>
事務局		<p>今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請になります。</p>
事務局		<p>亡くなられた申請者の父が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p>
事務局		<p>11月議案にも隣接地で同じ方からの申請がありましたが、今回の申請地についても、生産緑地の解除の意向であった為、申請があったものになります。</p>
議長		<p>議案第2号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
議長		<p>意見がないことを確認して議案第2号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
議長		<p>(挙手全員)</p>
議長		<p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
事務局		<p>議案第3号を上程。 事務局に説明を求める。</p>
事務局		<p>(議案内容説明) 新規案件6件 議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を</p>

<p>委員 事務局</p>	<p>求める。 10番の方は高齢だが、西区から通えるのか アグリスクールで2年間、適切に圃場管理していることを踏まえ、問題ないと思われます。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>農機具の所有はないのか。 借用すると確認しています。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>1番の方は、結構な面積だが、全て隣接地なのか。 浅田と藤枝なので、少し離れています。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>軽トラックは所有していないか。 所有していると伺っています。</p>
<p>議長</p>	<p>他に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)</p>
<p>議長 委員 事務局</p>	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 34番ですが、田として継続していくのでしょうか。 34番の方の意向については、今把握はしていませんが、今後の管理が出来ないのであれば、農協等の紹介をしております</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>まずは農協か。 そうです。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>相続の場合は、全て意向を確認しているのか。 県外の方が相続する場合は聞き取りをしています。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>今までの例から農協に決まった例は何件か。 今年、そういった例は把握していません。 通常、県外の案件だと、届出が郵送の場合が多く、込み入った話ができない場合があります。</p>
<p>委員 委員</p>	<p>これからの問題で、農地を守るには何か考えないと。 梅森でも、県外の方が相続した土地があって、ほったらかしだったが、今年は作業委託している土地があります。</p>

事務局	<p>恐らく事務局で対応させていただいた方だと思います。相談があり、こういう手法がありますと提案をしました。接点を持てれば、作業委託や他者に貸す等を提案できます。その後、どこと契約をされたかまでは拾い上げていないので何件あったかまでは把握をしていません。</p>
委員	<p>年に一回でも草刈りをやってもらえればいいと思います。夏になるとすぐに伸びてしまいますが。</p>
委員	<p>農地を残すのと相続は難しく、今後の課題である。先進市町で何かやっている事例はないか。</p>
事務局	<p>情報がありません。</p>
委員	<p>また何かの機会があれば共有して、真似できるものは真似したい。</p>
議長	<p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告)</p>
事務局 議長	<p>生産緑地のあっせん願いについて 1件 その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p>
議長 事務局	<p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 ・ 次回の農業委員会</p>
議長	<p>令和5年1月25日(水) 午後3時 日進市役所南庁舎2階 第5会議室 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
(16:31)	